

避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人ら（夫婦、子2名、夫の父。夫の父の死亡後に相続人2名が追加された。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らに家族別離が生じたことを考慮して月額3万円（平成23年4月から平成27年11月まで）が、避難中に寝たきり状態となった申立外夫の母が施設に入るまでの間、同人を申立人らで介護したことを考慮して月額3万円（平成23年3月から同年8月まで）が、申立人子1名がうつ病を発症したことを考慮して月額3万円（平成23年8月から平成28年9月（檜葉町の避難指示が解除された日の1年後）まで）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号及び同〇号事件（以下併せて「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X2、同X5及び同X6は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が令和4年10月〇日に死亡し、申立人X2、同X5及び同X6が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人X2、同X5及び同X6の知る限り、同人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 日常生活阻害慰謝料 3,630,000円
（自 平成23年3月11日 至 平成28年9月5日）
- 2 生命身体的損害（通院交通費） 19,536円
（自 平成24年6月8日 至 平成27年11月21日）

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金3,649,536円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年12月22日

(仲介委員 赤尾 太郎)